

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る必要がある。

現行の規則では承認を得る事項が多岐にわたり、学校の目標や課題について協議する時間を十分に確保することができない。

そのため、同規則第2条第1項に掲げる設置目的を達成するため、承認を得る事項についての改正を行う。

2 改正を行う規則

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(平成31年教育委員会規則第1号)

3 改正の内容

承認を得る事項について、現規則の6項目から3項目へ整理する。

改正後の3項目は以下のとおりである。

- (1) 学校の教育計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

4 施行期日

令和7年4月1日

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。																																							
令和7年3月 日																																							
宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎																																							
宮崎県教育委員会規則第 号																																							
宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則																																							
宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。																																							
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																																							
改正前																				改正後																			
(学校運営に関する基本的な方針の承認)																				(学校運営に関する基本的な方針の承認)																			
第10号 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。																				第10号 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。																			
(1)・(2) [略]																				(1)・(2) [略]																			
(3) 学校組織の編成に関すること。																																							
(4) 学校予算の執行に関すること。																																							
(5) 学校施設及び設備の管理及び整備に関すること。																																							
(6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。																				(3) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。																			
2 [略]																				2 [略]																			
附 則																																							
この規則は、令和7年4月1日から施行する。																																							

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、宮崎県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者、地域住民等の学校運営への参画、連携及び協力を促進し、県立学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成を図ることを目的として、県立学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、2以上の県立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の県立学校について一の協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する県立学校をいう。以下同じ。）の校長、当該県立学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び地域住民の意見（協議会の委員の任命等に関するものを除く。）を求めるものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、速やかに対象学校の校長（以下「校長」という。）にその旨及び当該協議会を設置する日を通知するものとする。

（委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、法第47条の5第2項に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 校長
- (2) 対象学校の教職員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、法第47条の5第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。

3 委員の欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たに委員を任命し、又は委嘱することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第

261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（遵守事項）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第3条第3項の規定により新たに任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解任等）

第6条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任し、又は解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第4条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、解任又は解嘱に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任又は解嘱する場合には、その理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出し、任期は1年とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、校長が会議を招集し、運営することができる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事（以下「議事」という。）は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参与することができない。
- 5 会長は、議事について会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第9条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- (1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないと認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第10条 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の教育計画に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 学校組織の編成に関すること。
 - (4) 学校予算の執行に関すること。
 - (5) 学校施設及び設備の管理及び整備に関すること。
 - (6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。
- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人の採用に関するものを除く。)とする。

- (1) 前条第2項の基本的な方針に基づく対象学校の運営に資する活動を行う職員の任用に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項
- (運営状況等に関する評価)

第12条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(対象学校の運営への参画、連携及び協力の促進等)

第13条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、参画、連携及び協力が促進されるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、協議会は、第2条第1項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営に関し必要となる支援に関する協議の結果に係る情報を保護者、地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれがあると認めるときは、協議会の運営の一時停止その他の協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(設置の取消し)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、設置を取り消す場合は、取消事由を明示した書面を交付するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年教育委員会規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。